

令和7年度宮城県地域公共交通計画別紙の一部変更について

1 国庫補助額変更額

令和7年1月20日認定額(令和6年度第2回活性化協議会)

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計	
ミヤコーバス	51,862	千円	40,826	千円	92,688	千円
宮城交通	3,855	千円	5,002	千円	8,857	千円
計	55,717	千円	45,828	千円	101,545	千円

今回認定額(軽微な変更)

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計		増減額(幹線)		増減額(車両)		計		変動率
ミヤコーバス	49,830	千円	40,826	千円	90,656	千円	-2,032	千円	0	千円	-2,032	千円	97.8%
宮城交通	3,855	千円	5,002	千円	8,857	千円	0	千円	0	千円	0	千円	100.0%
計	53,685	千円	45,828	千円	99,513	千円	-2,032	千円	0	千円	-2,032	千円	

主要な変更箇所については別紙資料のとおり。

2 変更内容

令和7年3月1日から運送事業者(株式会社ミヤコーバス、宮城交通株式会社)において運賃改定を実施した。

これにより、当該補助金の平均乗車密度については、基準期間(事業前々年度)の運送収入を事業年度の平均賃率で除法し算出するため、計算上の乗車密度が減少することになり、補助対象系統17系統のうち3系統(川崎線、利府線、河南線)で計画額が減額となったもの。

※宮城交通株式会社が運行する秋保線(川崎)については、乗車密度の減少による補助額への影響はなかった。

主な修正箇所	修正後	修正前
川崎線(補助額)	742千円(▲124千円)	866千円
利府線(補助額)	5,533千円(▲692千円)	6,225千円
河南線(補助額)	1,216千円(▲1,216千円)	2,432千円

【参考】

上記 2 は、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」2(1)ア「地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について」に基づく「軽微な変更」にあたり、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項(第 18 条の規定により準用する場合を含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱っている。

(軽微な変更)

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

250301計画変更(運賃値上げ)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
宮城県	株式会社ミヤコーバス	(1) 白石遠刈田	5,901.5	
	株式会社ミヤコーバス	(2) 川崎	1,416.0	
	株式会社ミヤコーバス	(3) 川崎	742.0	
	株式会社ミヤコーバス	(4) 利府	5,533.0	
	株式会社ミヤコーバス	(5) ゴルフ場	1,030.5	
	株式会社ミヤコーバス	(6) 汐見台団地	2,956.0	
	株式会社ミヤコーバス	(7) 吉岡	7,687.0	
	株式会社ミヤコーバス	(8) 色麻	5,390.5	
	株式会社ミヤコーバス	(9) 石巻免許センター	3,918.0	
	株式会社ミヤコーバス	(10) 河南	1,216.0	
	株式会社ミヤコーバス	(11) 石巻専修大	2,735.0	
	株式会社ミヤコーバス	(12) 河北	1,030.5	
	株式会社ミヤコーバス	(13) 鮎川	2,050.0	
	株式会社ミヤコーバス	(14) 女川	2,185.0	
	株式会社ミヤコーバス	(15) 蛇田	1,976.0	
	株式会社ミヤコーバス	(16) 御崎	4,063.5	
	小計		49,830.0	
	宮城交通株式会社	(17) 秋保(川崎)	3,855.5	
	小計		3,855.0	
	合 計			53,685.0

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)